

建築基準法第42条第1項第3号道路特定要領

(目的)

第1 この要領は、建築基準法第42条第1項第3号で規定する道路について、具体的に事務処理方針を示し、その位置等の特定を円滑に進めるを目的とする。

(定義)

第2 この要領における用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）および建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の例によるほか、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- 一 3号道路 法第42条第1項第3号に規定する道路
- 二 事前協議 建築確認申請に先だてあらかじめ当該計画の概要について市長と協議することをいう。
- 三 特定 都市計画区域内の幅員4.0m以上の道について、個別に3号道路であることを明らかにすることをいう。

(3号道路の特定)

第3 市は、事前協議において、次の各号に適合する場合は、これを3号道路として特定する。

- 一 都市計画区域に指定されたとき、既にその道があり建築物が立ち並んでいること。
- 二 道の両端が道路に接続されていること。
- 三 道が一般通行の用に供されていると認められること。
- 四 現在幅員4m以上の公道又は公的管理地であること。

2 市は、資料等により3号道路であることが証明できる場合においては、前項の規定にかかわらず特定することができるものとする。

附 則

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

(道の指定)

第2 法第42条第1項第3号の規定による道は、法第3章の規定が適用されるに至ったとき、又は法施行後都市計画区域として指定されたとき、現に建築物が建ち並んでいる幅員4.0 m以上のものとする。